

障福 第 1697 号
平成 30 年 6 月 19 日

各指定障害福祉サービス事業者
各指定障害者支援施設
各指定障害児通所支援事業者
各指定障害児入所施設
各指定相談支援事業者

} 代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス担当課長
(公印省略)

平成 30 年度障害福祉サービス等情報公表制度の実施について（通知）

日頃より障害保健福祉施策の推進に御理解御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法が改正され、本年 4 月から、障害者及び障害児の保護者が指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等を利用するに当たり、サービスを適切に選択できるようにするため、事業者が提供するサービスについての情報を公表する制度が創設されました。

つきましては、今年度の実施要綱を別紙「平成 30 年度神奈川県障害福祉サービス等情報公表実施要綱」のとおり定め、実施することといたしましたので通知します。

各事業者におかれましては、実施要綱及び下記事項を参照のうえ、事業者及び事業所の情報を御報告くださいますようお願いいたします。

記

1 報告の方法

報告は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」により行います。

各事業者は、5 月 8 日以降に独立行政法人福祉医療機構から送付されたログイン情報（ログイン ID 及び仮パスワード）を用いて「障害福祉サービス等情報公表システム」にログインし、必須項目以外についても、原則全ての項目に入力してください。

システムの操作方法、各報告事項については障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板に掲載されている「障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書（事業者用）」及びサービス種類別の「記入要領」、「ひな形」を御参照ください。

○障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

(URL) <http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoo>

○システムのログイン

(URL) <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/>

2 ログイン情報について

ログイン情報は、事業者（法人）ごとかつ指定権者（県、指定都市及び中核市）ごとに1つずつ発行されます。横浜市内に2事業所、神奈川県所管域内の市町村に3事業所がある法人の場合には、横浜市内の事業所用及び県所管域の事業所用の2つが発行されます。県所管域用のログイン情報が2つ以上届いている場合には、1つに統合させていただきますので、下記問合せ先まで御連絡ください。

また、まだログイン情報が届いていない事業者（法人）におかれましては、県ホームページの電子申請システムの下記 URL からメールアドレス等を登録してください。後日、御登録いただいた電子メールアドレス宛にログイン情報を送付します。

なお、ログイン後、登録されていない事業所や重複して登録されている事業所があることがわかった場合には、事業所基本情報の追加、削除を行いますので、下記問合せ先まで御連絡ください。

○電子申請システム

<https://shinsei.e->

[kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=wdpdjigyo20180220](https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=wdpdjigyo20180220)

3 報告の内容

平成 30 年 4 月 1 日より前に指定障害福祉サービス等の提供実績のある対象事業者は「基本情報」及び「運営情報」を、平成 30 年 4 月 1 日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した又は開始しようとする対象事業者は「基本情報」を報告してください。

なお、報告に当たっては、可能な限り最新の情報を報告してください。

4 報告期限

- (1) 平成 30 年 6 月 1 日までに指定を受けた事業所は、平成 30 年 7 月 31 日までに報告してください。

(2) 平成 30 年 6 月 2 日以降に指定を受けた事業者は、事業者指定を受けた日から 2 か月以内に報告してください。

5 報告情報の確認及び公表

報告いただいた情報は、県障害福祉課において確認の上、9 月末を目途に、障害福祉サービス等情報公表システムにより全国一斉に公表します。

記載内容に不備等がある場合には、電子メール等により補正を依頼しますので、依頼内容を確認し必要な加除修正等を行って再度報告してください。

6 その他

報告いただく内容は、障害者等がサービスを選ぶ際に必要となる情報です。できる限りわかりやすい記入に心がけてください。

報告を怠ったり、虚偽の内容を報告した場合には勧告、命令、指定取消の対象となる場合がありますので、御留意ください。

問合せ先

障害福祉課事業支援グループ
情報公表制度担当

岡崎・石塚・萩村・渡部

電話 045-210-1111 (内線 4719)
045-210-4717 (直通)